



千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

97.10.17 No.4677

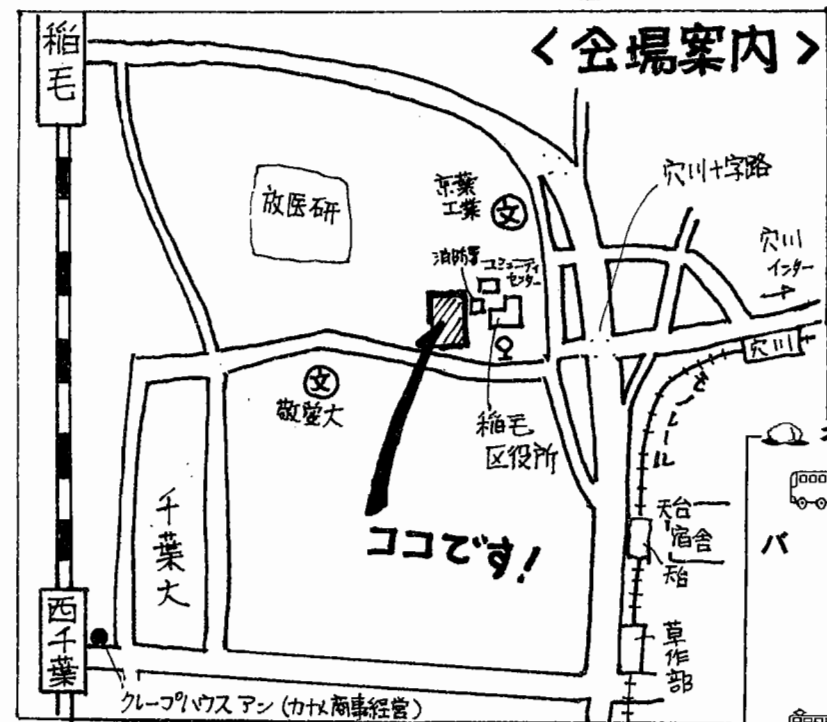
11月2日 千葉労働運動会へ 2 団結



今年はいつよりも1日早いのに注意!

石のぼりもそろそろムカデ!

11月2日 (日)
午前9時



行き方

バス
JR西千葉駅前 (山側) ④番線
京成バス「草野車庫」行き
「稲毛区役所前」下車

西千葉駅 発	9:03
	9:17
	10:23

モノレール 「天台」 駅下車、徒歩15分



これし、楽しのお賞物ゲーム

ミニSLも走る!

千葉市 穴川中央公園
(稲毛区役所裏)

木戸君脱退強要事件 行政訴訟はじまる

千葉地裁 10/15

千葉運転区の木戸君に対する行政訴訟の第一回口頭弁論で脱退強要事件の行政訴訟の第一回口頭弁論が、一〇月一五日、一三時から、東京地裁七一〇号法廷において行なわれた。

この事件は、一九八八年四月、出向先から戻る木戸君に対して河野車務課長(当時)が、「動労千葉を脱退すれば千葉運転区に戻してやる」と持ちかけたことについて、地労委に続いて中労委も本年六月一八日、JR側の再審査を棄却して改めて不当労働行為と認定した。この命令に対してJR側は、不服だとして命令の取り消しを求めて中労委を相手取って行政訴訟の手続きを行なったものである。

行政訴訟の第一回口頭弁論で動労千葉は、救済命令を出した中労委を補佐する立場から補助参加の申し立てを行った。しかし、JR側は、命令の問題点について主張するように裁判所から促されたにも関わらず、「不服一般を言っていればよい」という主張もありません。などと不適な対応であった。

次回期日から本格的な主張が展開される。

数々の不当労働行為を働いておきながら恬(てん)として恥じることを知らないJRを追い詰め、本件行政訴訟の勝利に向けて、職場での闘いと結合して闘いぬこう。

運動会も集会も全力結集!

つくりだそう! 第三次安保・沖縄闘争を!

十一月・九全国労働者総決起集会

- 十一月九日(日) 正午より
- 東京 日比谷野外音楽堂(地下鉄丸ノ内線霞が関駅三分よびかけ) 動労千葉/主催 九・一八実行委員会

- 【指定列車】
- ◆第一陣 千葉駅⑦番線 一〇時三十分快速(一〇〇〇F)
 - ◆第二陣 千葉駅⑤番線 一二時二六分快速(一二二四F)